

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後1時30分 開会

○議長（織田八茂君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年6月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番林 健児君、4番林 哲秀君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里周平です。ご報告申し上げます。

議会運営委員会は6月3日に開きました。提案される議案、一般質問などを勘案した結果、平成27年6月定例会の会期は、本日6月8日から25日までの18日間と決定しました。以上、報告を終わります。

○議長（織田八茂君）

ご苦労さまでございます。

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月25日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3、繰越明許費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定

に基づき、平成26年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第4、議案第29号から日程第11、議案第36号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第29号大治町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年6月8日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充のほか、規定の整理を行うためでございます。よろしくお願ひします。

議案第30号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年6月8日提出、大治町長。

この案を提出するのは、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、規定の整備を行うためでございます。よろしくお願ひします。

議案第31号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年6月8日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険法施行令等の改正により、低所得者の第1号被保険者保険料を軽減するためでございます。よろしくお願ひします。

議案第32号平成27年度大治町一般会計補正予算。

平成27年度大治町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億120万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の追加は、第2表継続費補正による。

第3条、既定の地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成27年6月8日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳入におきまして軽自動車税を240万円減額し、歳出におきましては、総務費において公共施設等総合管理計画策定業務委託料を380万円減額し、駐車場等撤去に要する工事請負費として110万円、教育費において大治小学校の給湯器取りかえに要する工事請負費として492万9000円、大治南小及び西小学校の便器取りかえに要する工事請負費として520万2000円を計上し、公債費を941万8000円減額するとともに介護保険特別会計へ270万円を繰り出し、また、今回の補正による余剰金を財政調整基金に積み立てるものがございます。よろしく申し上げます。

議案第33号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正による。平成27年6月8日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定におきまして、低所得者の介護保険料軽減に伴い一般会計から低所得者保険料軽減繰り入れを行い、保険料収入を補填するものがございます。

なお、今回の補正に伴う歳入歳出合計額に増減はございませんのでよろしく申し上げます。

議案第34号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3625万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年6月8日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、研修に伴う旅費を増額するものがございます。よろしく申し上げます。

議案第35号工事請負契約について。

平成27年5月1日、事後審査型一般競争入札に付した校舎トイレ改修工事について、左記のとおり工事請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月8日提出、大治町長。

本件の校舎トイレ改修工事の請負契約は、契約金額1億260万円で大井建設株式会社と契約を締結するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第36号工事請負契約について。

平成27年5月15日、事後審査型一般競争入札に付した公共下水道工事その1（堀之内地区）について、左記のとおり請負契約を締結するため、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月8日提出、大治町長。

本件の公共下水道工事その1（堀之内地区）の請負契約は、契約金額1億1340万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものです。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

日程第12、議案第37号海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第37号海部地方教育事務協議会規約の変更について。

地方自治法第252条の6の規定により、海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議をするものとする。平成27年6月8日提出、大治町長。

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約を変更することの協議について、議会の議決が必要であるためでございます。よろしく申し上げます。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。この規約変更は法律の一部改正に伴うもので、今まで教科書採択を海部津島地域一括してやっていたのをそれぞれの市町村単独でもできるようになったものと思われます。来年度、中学校の教科書が新しく変わるといことで採択が行われるわけですが、今のところ海部津島一括して採択していくのか、それともそれぞれ市町村単独で採択する動きがあるのでしょうか。この点お聞きしたいと思います。

○教育部長（桑山周治君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、教育部長。

○教育部長（桑山周治君）

この採択地区については愛知県の教育委員会が地区を決めております。この大治町については海部地区ということで共同採択地区になっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、教育部長が言われましたが、当然愛知県教育委員会が決めるものでございますが、各市町村で教育委員会がそういうふうに決めれば、それぞれ単独で採択するのを決めればできるようになっている法律改正であると思います。そこで、大治町は海部津島地域一括して採択の方に入っているということですが、他の市町村、その動きはどうかと。単独でやるという話は私は今のところ聞いておりませんが、そこら辺来年の動きを少しお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（福原多加志君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（福原多加志君）

ほかの地域ということなんですけれども、大治同様、海部地域共同採択地域の方で教科書を協議していくということでお願いします。

○議長（織田八茂君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第13、同意議案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（織田八茂君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

て。

次の者を大治町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成27年6月8日提出、大治町長。

この案を提出するのは、安井 宏委員の任期が平成27年9月21日をもって満了することに伴い、引き続き大治町固定資産評価審査委員会の委員として選任するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（織田八茂君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第3号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第3号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（織田八茂君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（織田八茂君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第14、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました内容のとおり議員を派遣しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。



午後1時48分 散会